

昼間校庭開放事業について

1. 目的

子どもたちに安全な遊び場を確保し、健全な遊びと集団活動を促進するため、本市立小学校の校庭等を学校教育に支障のない範囲で定期的に開放し、子どもたちに利用してもらいます。

2. 事業主体

福岡市（こども未来局こども育成課）

3. 事業開始

昭和42年度から、3小学校で開始

4. 開放校

市内146小学校中140校で実施

（※未実施校〔勝馬、照葉、曲淵、姪北、能古、小呂〕）

5. 開放場所

校庭及び体育館（※体育館は、土曜日の午前中（9:00～13:00）雨天等により校庭が使用できない場合のみ開放します。）

6. 利用対象

幼児から中学生まで（※幼児は保護者同伴）

高校生以上の利用は原則として認めていませんが、利用者が少ない場合など校庭の状況によっては、子どもの利用に支障のない範囲で、「子どもの利用が優先」することや「校庭開放指導員の指示に従うこと」などを説明したうえで、利用を認めても構いません。

7. 開放回数及び開放時間

（1）開放回数

年間100回以上（半日開放の場合も1回として計算）

各小学校の校庭開放運営委員会で開放計画をたてます。

（2）開放時間

| | 全日 | 午前半日 | 午後半日 |
|-------------------------------|-------------|-------------|-------------|
| 土曜日 | 9:00～17:00 | 9:00～13:00 | 13:00～17:00 |
| 日曜日、祝日 | 10:00～17:00 | 10:00～14:00 | 13:00～17:00 |
| 長期休業日（夏休み等） ※長期休業中の土日祝日も含む | — | — | 13:00～17:00 |

※ここでいう「長期休業日」には、夏休み等の前後に連続する土曜、日曜、祝日を含みます。

（3）学校週5日制対応

土曜日の午前中（9:00～13:00）は、晴天・雨天にかかわらず事業が実施できるよう、各小学校に校庭及び体育館の確保をお願いしています。

8. 校庭開放指導員について

校庭開放時に、利用者の安全管理、施設管理及び運動用具等の貸し出しなどを行い、校庭開放日誌に開放状況を記録します。

(1) 研 修

校庭開放事業の目的、内容等を正しく認識することにより、指導員としての資質の向上を図ることを目的として、全市及び各校区において実施します。

ア 新任指導員研修会 (4 / 7 : 中央市民センターホール)

イ 現任指導員研修会 (4 / 14 : 中央市民センターホール)

ウ 校区別指導員研修会 (年1回程度、各校区校庭開放運営委員会にて開催)

(2) 傷 害 保 険

校庭開放指導員として従事中に生じた傷害に対して、スポーツ安全傷害保険が適用されます。

9. 平成19年度予算

98,938千円(前年度 99,112千円)